

**理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を
改正する省令案について（概要）**

1. 改正の趣旨

- 高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築等により、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が大きく変化してきており、また、理学療法士及び作業療法士の学校養成施設のカリキュラムについて、臨床実習の実施方法や評価方法が各養成施設で様々である実態を踏まえ、臨床実習の在り方の見直しをはじめ質の向上が求められている。
- 理学療法士及び作業療法士の養成において、本省令案は、こうした状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い理学療法士及び作業療法士を養成する仕組みを維持・発展させるため、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第14条の規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）に定める教育内容や専任教員の要件等を改正するものである。

2. 改正の内容

- 現行のカリキュラムに以下のカリキュラムを加え、総単位数を現行の93単位以上から101単位以上に引き上げる（新しいカリキュラムについては、平成32年度に入学する学生から適用する。）。

[追加カリキュラム]

- ・ 基礎分野（単位数の変更なし：14単位→14単位）
「社会の理解」の科目を新設する。
- ・ 専門基礎分野（4単位増：26単位→30単位）
「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の科目において、「栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎」を必修とすることとする。
「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の科目において、「自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解」を必修とすることとする。
- ・ 専門分野（4単位増：53単位→57単位）
「理学療法管理学」及び「作業療法管理学」の科目を新設する。
「理学療法評価学」及び「作業療法評価学」の科目において、「医用画像の評価」を必修とすることとする。
「理学療法治療学」及び「作業療法治療学」の科目において、「^{かくたん}喀痰等の吸引」を必修とすることとする。
「臨床実習」の科目において、「臨床実習前の及び臨床実習後の評価」を必修とすることとする。
- 理学療法（作業療法）士である専任教員の要件を、現行の免許を受けた後5年以上理学療法（作業療法）に関する業務に従事した者から、5年以上理学療法（作業療法）に関する業務に従事した者であって、指定する講習会を修了したもの等とするなど、専任教員の質の担保を図るための改正を行う。
- 臨床実習を行う実習施設については、現行の「病院又は診療所」から「医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）」（以下「医療提供施設」という。）とし、実習時間については、現行の「実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと」から「実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。」とする。
- 学校養成施設の指定を受ける際の申請書の記載事項に、実習指導者の氏名及び履歴を加える。
- 上記改正に伴う所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を設ける。

3. 根拠法令

理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第9条第1項、第10条及び第11条第2項（第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

4. 施行日等

- 公布日：平成30年10月5日
- 施行日：一部の規定を除き、平成32年4月1日